

令和3年9月10日
福祉課

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の支援について

真鶴町は、令和3年9月10日付けで、神奈川県と新型コロナウイルス感染症の自宅療養に係る連携事業に関する覚書を締結し、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への生活支援事業を連携事業とし、事業実施に必要な個人情報（自宅療養者の氏名、住所、連絡先、療養期間）の情報提供を受け、当該自宅療養者及び濃厚接触者（その疑いがある者を含む。）で自宅待機中の方に対して次の支援を実施します。

- (1) 生活に必要な食料品及び生活必需品の調達
- (2) 家庭ごみの個別収集
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する相談
- (4) その他自宅療養等上支援が必要と認める事項

(1) 及び (2) の生活に必要な食料品の調達、家庭ごみの個別収集は、社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会に町から要請をし、社会福祉協議会の職員が配達又は収集をします（(1) については実費を徴収します）。

(3) の相談は、町の保健師等が備えておくべき物資、家庭内隔離の心得、起きうる症状、幼児、障がい者、高齢者のいる家庭ならではの注意点などの相談に応じるものです。

(4) は、(1) から (3) 以外で、現時点で支援できることを実施したいと考えています。

支援を希望する方は、電話で 68-1131（内線 230）真鶴町役場福祉課まで申し出てください。なお、町が支援が必要ではないかと判断した場合には、役場福祉課から連絡させていただく場合もあります。

お問い合わせ先
福祉課長 山田 譲 電話：0465-68-1131 内線 230